

要約レポート

# 東アジアのレイシズム

2020年8月・9月・10月 連続ウェビナー



## はじめに

連続ウェビナー「東アジアのレイシズム」は東アジア地域 NGO 協議運営委員会が開催しました。運営委員会は香港、日本そして韓国の人権 NGO とネットワークから構成されています。連続ウェビナーは、東アジアの人権擁護活動家、市民社会組織の代表そして一般の人びとに、それぞれの国におけるコロナパンデミックでの人種差別との闘いについて、課題と好事例を中心に共有する安全なスペースとなりました。さらに、地域の市民社会ネットワークを強化するよい機会にもなりました。

## 運営委員会

香港： 香港ジャスティスセンター

日本： 反差別国際運動 (IMADR)、人種差別撤廃 NGO ネットワーク (ERD ネット)

韓国： 人種差別撤廃条約実施を監視する韓国 NGO 連合

運営委員会連絡先：[eastasiaregionalconsultation@gmail.com](mailto:eastasiaregionalconsultation@gmail.com)

## 目次

エグゼクティブサマリー

背景情報

新型コロナウイルス対応における東アジアの構造的な人種差別

移住労働者におよぼす COVID-19 の影響

人種差別と国内法

発行：2021年2月1日

## エクゼクティブサマリー

新型コロナウイルス感染拡大は韓国、日本そして香港における人種差別をうけているコミュニティの状況を悪化させました。なかでも、難民および庇護希望者を含む移住者は、いずれの国においても、医療および社会的保護措置への限られたアクセス、言葉の壁、不安定な雇用、在留資格そして移動の自由への制限など、移住者特有の脆弱性に影響を及ぼす要因により、大きな困難に直面しました。しかし、これら移住者のニーズに対する政府の対応はそれぞれ異なりました。日本では、住民登録を行っている移住者は政府の特別定額給付金を受けることができましたが、韓国と香港では大半の移住者はそうした救済措置から除外されました。香港の移住家事労働者に関する従来からの規則と条件は、搾取やその他の人権侵害の大きなリスクを彼女たちに負わせました。一方、非正規の移住者の保護措置からの除外は共通してみられました。各国の市民社会組織は、パンデミック下の移住者の状況を改善するために、新型コロナウイルスに関する多言語情報の提供や緊急支援物資あるいは支援金の提供など、人権活動や支援活動に取り組みました。

コロナパンデミックは、排他的な考え方が根強いこの地域に居住する移住者やその他人種差別の対象にされている集団に対する制度的差別をむき出しにしました。人種差別と効果的に闘うため、市民社会組織は取り組みを進め、香港の「人種差別条例」や日本の「ヘイトスピーチ解消法」の制定など、いくつもの成果をあげてきました。しかし、いずれの国にも包括的な反差別法はありません。そのうえ、人種差別に反対する条文を含んでいる既存の法律でさえも、ヘイトスピーチなどの差別行為に対して効果的に施行されていません。

国内法と人種差別撤廃条約など国際人権基準との乖離は、それぞれの管轄圏において存在し続けています。韓国、日本そして香港の市民社会は、国内において、そして国連人種差別撤廃委員会や国連自由権規約委員会の自国の審査を通して、包括的な差別禁止法を求める運動を行ってきました。韓国の市民社会組織は、包括的な反差別法を求める連合体を作りました。2020年には差別禁止法案が韓国国会に上程され、東アジアの反レイシズムと反差別の闘いの突破口になるものと期待されています。

## 背景情報

	香港	日本	韓国
国際人権条約および関連する選択議定書の批准数	7 <sup>1</sup>	10 <sup>2</sup>	9 <sup>3</sup>
個人通報制度の受諾	x	×	△
国内人権機関（パリ原則）	C ステータス	×	A ステータス

### 香港

2016年に実施された最新の国勢調査によると、香港には総人口の8%を占める58万4383人の中華系でない人びとが暮らしています<sup>4</sup>。これらの人びとの大部分は家事労働に従事する移住者であり、2019年時点で39万9320人の家事労働者が香港で働いており、そのうち約54.8%がフィリピン人、42.7%がインドネシア人、2.3%がその他のマイノリティです<sup>5</sup>。インド人、ネパール人、パキスタン人、白人が主だったその他のマイノリティです<sup>6</sup>。

香港では2009年に人種差別条例（Race Discrimination Ordinance (RDO)）が制定されたものの、国籍、市民権、言語、在留資格などを理由とした差別を禁止していないため、国際人種差別撤廃条約下での義務を香港は十分に遵守できていません。また、RDOは香港で唯一の差別禁止条例ですが、政府の任務遂行や権限行使における差別を対象としていません。2016年には、人の追跡、逮捕、捜査を含む警察の行動はRDOの規定には該当しないという判例<sup>7</sup>でています。長年にわたり、これまでに一度もRDOの下で刑事訴追がなされたことはありません

香港は、「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」および「すべての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約」を除いた主要な国際人権条約のほとんどに加盟しています。また、「子どもの権利条約」の2つの選択議定書にも加盟しています。国連人権条約機関の個人通報制度に関してはどれも受諾していません。香港の平等機会委員会は「国内人権機関の地位に関する原則」（パリ原則）を遵守していないとみなされています。

### 日本

日本には先住民族、マイノリティ、移住者のコミュニティがあります。2019年時点で13,118人の先住民族アイヌの人びとが北海道に暮らしていたと記録<sup>8</sup>されていますが、道外のアイヌ人口は不明です。部

<sup>1</sup> <https://covid19.who.int/region/wpro/country/jp>

<sup>2</sup> <https://covid19.who.int/region/wpro/country/kr>

<sup>3</sup> <https://chp-dashboard.geodata.gov.hk/covid-19/en.html>

<sup>4</sup> Hong Kong Race Relations Unit [https://www.had.gov.hk/rru/english/info/info\\_dem.html](https://www.had.gov.hk/rru/english/info/info_dem.html)

<sup>5</sup> Data.Gov.HK <https://data.gov.hk/en-data/dataset/hk-imm-d-set4-statistics-fdh/resource/063e1929-107b-47ae-a6ac-b4b1ed460ac3>

<sup>6</sup> 2016 Population By-Census Thematic Report: Ethnic Minorities (December 2017) <https://www.statistics.gov.hk/pub/B11201002016XXXB0100.pdf>

<sup>7</sup> Singh Arjun (by his next friend Singh Anita Guruprit) v Secretary for Justice & Hung Kai Kam (DCEO 9/2011)

<sup>8</sup> [http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ass/H29\\_ainu\\_living\\_conditions\\_survey\\_digest.pdf](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ass/H29_ainu_living_conditions_survey_digest.pdf)

落民の人口は 300 万人、在日コリアンの人口は 80 万人以上です<sup>9</sup>。2019 年 12 月時点で 300 万人以上の外国人が日本に居住しており、そのうち 41 万 1972 人以上が技能実習生です<sup>10</sup>。

日本には包括的な差別禁止法はありませんが、上記のコミュニティの一部に関して、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法、2016 年）、「部落差別の解消の推進に関する法律」（2016 年）、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（2019 年）が制定されています。

日本は「すべての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約」を除き、主要な国際人権条約のほとんどと「子どもの権利条約」の 2 つの選択議定書を批准しています。しかしこれら国連人権条約機関のもとでの個人通報制度は、どれも受諾していません。そして、パリ原則に沿った独立した国内人権機関は未だ設立されていません。

## 韓国

政府の出入国管理統計によると、大韓民国（韓国）には総人口の約 5%を占める 2,524,656 人の外国人が居住しています（2019 年 12 月時点）。過去 5 年間で毎年約 7%と着実に移住者の人口増加傾向が続いています<sup>11</sup>。外国人人口全体の約半数を占めるのは朝鮮族を含む中国人で、次いでベトナム、タイ、米国、日本といった国籍が続いています<sup>12</sup>。2019 年 12 月時点で約 86.3 万人の移住者が雇用されています<sup>13</sup>。

韓国においては何度か立法の試みがあったものの現時点で包括的な差別禁止法は存在せず、市民社会や国家人権委員会による立法への取り組みが現在進行中です。いくつかの法律には差別禁止に関する規定が含まれているものの、国家人権委員会法だけが勧告に留まるとはいえ被害者の救済について規定しています。人種差別的意図に基づいたヘイトクライムを判断する規定は存在せず、そのような犯罪は加重処罰の対象とはなりません。

韓国は、「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」および「すべての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約」を除いた主要な国際人権条約のほとんどを批准しています。また、「子どもの権利条約」の 2 つの選択議定書も批准しています。また、人種差別撤廃委員会（CERD）、自由権規約委員会、女性差別撤廃委員会（CEDAW）、拷問禁止委員会（CAT）の個別通報制度を受諾しています。独立性などについて定めた「国内人権機関の地位に関する原則」（パリ原則）を完全に遵守しているとして、韓国国家人権委員会は A ステータスの認定を受けています。

<sup>9</sup> Ministry of Justice (December 2019), Statistics on Foreign National Residents (在留外国人統計 (旧登録外国人統計)), <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00250012&tstat=000001018034&cycle=1&year=20190&month=24101212&tclass1=000001060399>

<sup>10</sup> 同上

<sup>11</sup> Ministry of Justice (December 2019), Monthly Statistics on Immigration and Foreigner Policies (출입국외국인정책 통계월보 2019 년 12 월호) [http://viewer.moi.go.kr/skin/doc.html?rs=/result/bbs/227&fn=temp\\_1581918117248100](http://viewer.moi.go.kr/skin/doc.html?rs=/result/bbs/227&fn=temp_1581918117248100)

<sup>12</sup> 同上

<sup>13</sup> Statistics Korea (December 2019), Survey on Residence and Employment of Migrants (2019 년 이민자 체류실태 및 고용조사 결과) [http://kostat.go.kr/portal/korea/kor\\_nw/1/3/4/index.board?bmode=read&bSeq=&aSeq=379451&pageNo=1&rowNum=10&navCount=10&currPg=&searchInfo=&sTarget=title&sTxt=](http://kostat.go.kr/portal/korea/kor_nw/1/3/4/index.board?bmode=read&bSeq=&aSeq=379451&pageNo=1&rowNum=10&navCount=10&currPg=&searchInfo=&sTarget=title&sTxt=)

## 第1回 新型コロナウイルス対応における東アジアの構造的な人種差別

第1回のウェビナーは2020年8月25日に開催された。開会にあたり、反差別国際運動の小森恵は、ウェビナー開会に至った経緯および背景として、コロナパンデミックが周縁化されたコミュニティに不均衡な影響をおよぼしていること、そしてブラック・ライブス・マターに呼応した人種正義を求める世界的な声について述べた。そして、連続ウェビナーの目的は、地域における共通の問題と挑戦を特定し、人種差別撤廃に市民社会組織はどう取り組めるかを学びあうことであると述べた。進行は反差別国際運動の小松泰介が行った。

**韓国** キム・チョルヒョ 全北大学校

最近の政府のデータによると、韓国の人口5,164万人のうち、外国籍者は2176万6,000人(4.2%)である。国連人種差別撤廃委員会(CERD)は2018年の総括所見(CERD/C/KOR/CO/17-19)において、懸念されるグループとして、移住労働者、難民・庇護希望者、非正規移民、外国人女性、「結婚移民」、「多文化家族」を挙げている。難民や庇護希望者および非正規移民の数が増加傾向にあることに注意したい。

移住者人口がコロナパンデミックの影響を特に受けているという証拠はなかった。その理由として、アジアの他の主要な受け入れ国と比較して韓国の移住労働者は条件に恵まれていること、そして職・住が分離されていることが説明になると考えられる。しかしながら、政府のコロナ対応は移住者集団に対する制度的な差別の存在を示唆した。第一に、コロナ感染の流行が始まったとき、移住者は医療品へのアクセスを拒否された。例えば、パンデミックの初期、政府はマスクの配布から移民を除外した。

第二に、移住者は緊急支援金の給付から除外された。2020年5月から8月までの間、政府はコロナ危機の影響を受けた韓国国民に緊急支援金を支給した。しかし、外国人の長期滞在者170万人のうち、支援の対象となったのは28万8000人(16.8%)にとどまった。ソウル市と京畿道の2大自治体が提供した緊急支援も、ほとんどの移住者を除外していた。韓国人の配偶者は異なり、すべての人に支給資格が認められた。これは、韓国人とのつながりをもつ移住者は支援するという政府の認識が反映されている。韓国国家人権委員会は5月、移住者コミュニティからの苦情を受けて、外国人居住者を支援金から除外することは、大韓民国憲法と国際人種差別撤廃条約の下での平等の権利の侵害だと結論付けた。ソウル市は勧告を受け入れたが、京畿道政府は勧告の受け入れを拒否していた。

第三に、移住労働者は雇用許可制のもと、在留許可において著しく不公平な扱いを受けている。パンデミック中に4年10カ月の雇用契約が終了した移住労働者は、渡航制限により母国に戻ることができないため、50日間の滞在延長を認められた。その間も渡航制限は続いてきたため、さらに延長を申し入れた。政府は労働ビザを延長するのではなく、季節労働ビザを付与することを提案した。韓国入国管理法のもとで、合法的に5年以上在留した外国人は永住許可を申請することができる。国籍法のもとでは、帰化申請もできる。「季節労働」は政府のいわゆる「低熟練」移住労働者の永住を回避するレトリックの一例と

いえる。政府は、「低技能」の移住労働者が永住権を取得するのを防ぐことを意図していたと思える。

韓国の市民社会組織は主に 3 つの方法で移住者に関する状況に対応した。パンデミックの初期、政府は重要な情報を多言語で提供しなかったため、市民社会組織が多言語で情報を広めた。政府のマスク配布から外された短期滞在者、非正規移民、庇護希望者、留学生にマスクを提供した。移住者に緊急支援金を提供できるよう募金活動を組織し、2000 世帯に提供した。並行して、移住者の権利と反差別のためのアドボカシー活動とキャンペーンを実施した。

韓国では、COVID-19 に関連したヘイトクライムの事例は非常に少なかった。しかし、移住者に対するヘイトスピーチはインターネットやソーシャルメディアで広がっており、主要メディアによる内輪話や根拠のない情報が引き金となっていることが多かった。特に中国人移住者に対する差別が広がった。象徴的なケースとして、ボウリング場が「感染予防」を口実に外国人の入場を拒否したことを挙げる。国家人権委員会はこれを法律で定めた人権侵害とみなした。

## **日 本** 安藤真起子 NPO 法人移住者と連帯するネットワーク

日本の移民人口は着実に増加しており、2019 年末には、正規滞在の在日外国人は 293 万 3,000 人を記録した。それ以外に、就労はできず、医療保険にも加入していない非正規滞在の移民や難民が約 8 万 3 千人いる。この非正規滞在者たちがパンデミックの影響を深刻に受けた。仕事、収入が激減したことにより、パンデミック以前に受けていたコミュニティや教会グループからの支援が激減した。パートタイムで働いている移民労働者も、雇用の喪失や労働時間の短縮により影響を受けた。帰国予定にあった移民労働者には、パンデミックの影響により飛行機が飛ばないため、滞在期間を延長できる一時的なビザが与えられた。

日本政府は住民登録のある全住民に特別定額給付金を出す措置をとった。滞在予定が終了して帰国の途にあった技能実習生や留学生については、一時的に中長期在留者の在留資格を回復させ、住民登録に再登録する措置により、特別定額給付金 10 万円を受領することができた。しかし、この情報は必要としている人たち全員に届いたわけではなかったようだ。そしてこのようなパンデミックに対応した特例措置は、困難な状況にあるすべての移住者に用意されたわけではない。非正規滞在者に対しては、救済や支援は何も提供されなかった。こうした人たちに対して唯一取られた措置は、仮放免の期間を延長することであった。このような状況のなか、移住連は新型コロナ「移民難民緊急支援基金」を設立した。この基金では、困っている移民・難民たちに無条件で 3 万円の現金支給を行った。在留資格をもつ者も対象とした。2020 年 8 月 19 日現在、合計 1263 人に支援金を届けた。

移住連は、緊急支援基金の活動を通じて明らかになった移民や難民が直面する課題に対して、日本政府に対策を講じるよう求めた。それら対策には、資格がないため受けとることができなかった者への特別定額給付金の給付、就労許可の付与、無料または低額の医療や宿泊施設の提供など多岐にわたる。移住連

は、非正規滞在者が社会保障サービスを受け、合法的に働く資格を得ることができるようにするために、政府にアムネ스티（在留資格の付与／正規化）を要請することを考えている。現在出されている出入国管理法の改定案は、退去強制を拒む非正規滞在者に対する圧力を強めることになるため、移住連は法改定に反対するキャンペーンを計画している。

移民に対する社会の関心は低い。また、「不法滞在者に人権はない」という考え方がまだ根強い。

## 香港 フィリス・チャン 香港ユニゾン

香港における人種差別は、南アジアから来た長期定住者に対する肌の色に基づいた差別だけではなく、東南アジアからの移住家事労働者に対する民族、国籍、階級に基づいた人種差別にも広がっている。しかし、香港の人種差別条例における人種の意味には、国籍、市民権、在留資格は含まれていない。香港ユニゾンを含む市民社会組織は、人種差別条例が制定された時からそれらを含むよう改正を提唱してきた。国連人種差別撤廃委員会は、人種差別条例における禁止すべき差別の根拠に、移民の法的資格や国籍に基づく間接差別を含めるよう勧告した。

2016年の香港の人口調査によると、非中国系の人びとは 584,383 人で総人口の8%を占めている。非中国系の人びとは4つのグループに分けられる。そのうち移住家事労働者は約56%を占め、フィリピンやインドネシア出身者が多い。家事労働者には労働時間規制がないため、多くの人は1日16時間の労働を強いられている。雇用主は家事労働者に別の場所に住居を提供する義務がないため、同居しなければならない。その他の3つのグループは、民族マイノリティ、庇護希望者・難民、そして駐在員である。

香港の新型コロナウイルス感染率において、人種に関連したデータはないが、マイノリティのコミュニティが不均衡に大きく影響を受けている。主な要因の一つとして言語の問題がある。政府の対策発表やコロナに関する情報はほとんどが中国語と英語であったため、多くの非中国系の人びとに情報は届かなかったし、届いたとしても理解できなかった。その結果、マスク、消毒剤、食品などの購入が困難になった。休校になった民族マイノリティの子どもたちは、家には中国語で勉強を助けてくれる人がいないため、教育面でさらに困難を抱えた。また、バングラデシュ、インド、ネパール、パキスタン、南アフリカからの入国者は、検査で陰性であったにもかかわらず、施設で強制的に隔離された。

特に移住家事労働者の状況はひどくなった。雇用主がマスクを与えなかったため、住み込みの家事労働者は、より高い感染リスクにさらされた。また、感染を恐れて雇用主は家事労働者に休日の外出を許可しなかった。その結果、彼女たちは1日24時間、プライベートな空間のないまま雇用主と毎日一緒にいることになった。香港に新しく到着した移住家事労働者は検疫のため隔離施設に入らなければならなかったが、宿泊費の支払いを拒否した雇用主もいた。なかには、感染対策のための公共の場所での新しい規制を知らなかったために、違反したとして法外な罰金を科された移住家事労働者もいた。

政府は民族マイノリティの住民や移住家事労働者に新型コロナウイルス感染に関する情報を効果的に広めなかつただけでなく、民族マイノリティの人たちが社会保障など通常の公共サービスにアクセスするために頼りにしていた政府補助の翻訳サービスも、流行のピーク時に停止した。新型コロナウイルスの無料検査の開始についても、ほとんどの民族マイノリティの住民は知らなかった。そのため、コミュニティのリーダーたちが自ら情報を発信した。さらに、政府の一時隔離施設は、ラマダン期間中に到着したイスラム教徒の帰国者に対する文化的配慮が著しく欠如していた。

これらの懸念に応じて、香港ユニゾンは政府に対し、新型コロナウイルス感染症に関連する情報を少数言語で提供するよう求めた。また、2020年2月には、予防と検疫に関する政府の情報ビデオをウルドゥー語、ネパール語そして英語に吹き替えをした。政府関係者と話しあい、ラマダン期間中の断食の時間の厳守や豚肉製品を食べないことなど、イスラム教の文化に対する「無知」を訂正してもらった。

新型コロナウイルス流行当初は、ウイルスは中国で発生し中国人によって拡散されたという考え方により、反中国人感情が強かった。例えば、一部のレストランは中国人の入店を拒否した。また、マスクをする、人との距離をとるなどの呼びかけを守らない有色人種に対する人種差別的な侮辱もあった。南アジアからの人びとや移住家事労働者に対する否定的なステレオタイプが強まった。

## 質疑応答

韓国：差別禁止法制定に関する質問に対して、14年前に最初の法案が提出されて以来、性的指向と性自認を差別の根拠に含めることに一部宗教団体が強く反対しており、包括的な差別禁止法の制定が困難であった。しかし、2020年4月に招集された国会は、市民社会の懸命な努力に動かされ、包括的な差別禁止法は採択されるという楽観的な見通しをもっている。また、新型コロナウイルス流行初期には、中国人移民に対する強い否定的な感情があった。WHOがパンデミックであると正式に確認した後、メディアを含む国民の態度は改善されたが、極端な保守層の一部の人びとを中心に差別的な行動が依然として目立った。

日本：移住者の子どもへの児童手当に関して、親が非正規滞在の場合は受けとることはできない。また、特別定額給付金については、在留資格を持っていれば、国籍に関係なく支給される。移住者への給付金に対して一般市民からのネガティブな反応は聞かなかった。

韓国：韓国政府は移住者への緊急支援において、韓国民との血縁関係の有無や韓国民の介護を行っているかどうかを判断基準にするという民族主義的なアプローチをとった。

香港：現金支給の受給資格は永住者には認められたが、移住労働者や難民は受給対象に含まれていない。新型コロナウイルスの感染拡大を抑える必要があるにもかかわらず、政府は移住労働者の劣悪な生活環境を見過ごしてきたため、住み込みの移住家事労働者に感染者がでた。政府は、移住労働者の宿舎で深刻

なクラスターが発生したシンガポールの事例から学ぼうとしなかった。家事労働者が感染したとき、香港の一部市民は、彼女たちがウイルス拡散の元であると非難した。政府は、周縁化されたグループの生活条件を含めた状況を改善すべきであり、それが感染拡大の抑止にもなる。

3人のパネリストは、韓国、日本そして香港の各政府の新型コロナウイルス対応における移民へのアプローチには、制度的な人種差別が存在していることを確認し、互いに学び合い、東アジアの人種差別に取り組む行動に参加するよう呼びかけた。

### 運営委員会からの提言

運営委員会は、韓国、日本そして香港の各政府の新型コロナウイルス感染拡大への対応は、制度的人種差別を表しており、移住者、難民、庇護希望者およびその他の周縁化されたコミュニティの適切な保護になっていないことに懸念を抱く。

そのため、運営委員会は、基本的な危機対応政策には移住者を含むすべての人びとが含まれること、そして差別なくすべての人が人権を享有できるよう確保することを勧告する。

## 第2回 移住労働者に及ぼす COVID-19 の影響

第2回ウェビナーは2020年9月28日に開催された。開会挨拶として、香港ジャスティスセンターのメラニー・マクラーレンは、移住者のほとんどが非正規で保護もない労働に集中しているという事実は、地域における移住者の脆弱性を表していると指摘した。この脆弱性は、パンデミックによる雇用の喪失、国の保護からの除外、移動の自由の制限によりさらに悪化したと述べた。2016年に香港ジャスティスセンターが実施した調査で、移住家事労働者の17%が強制労働を経験し、66%が深刻な労働搾取の対象となっていることが明らかになった。マクラーレンは、雇用主宅への住み込みのルールなど、移住家事労働に関する政策に搾取の要因があると指摘した。パンデミックでは多くの家事労働者が雇用主の家から出ることができず、長時間労働となり、外部の支援を求めることが困難になったと述べた。進行は香港ジャスティスセンターのレイチェル・リーが行った。

### 韓国 鄭永燮 韓国民主労働組合総連盟

韓国の移住労働者のほとんどは、中国、ベトナム、タイなどのアジア出身者であり、過去10年間で100万人以上増加した。新型コロナウイルスのパンデミックにより、韓国社会の構造的な差別が表面化した。ウイルスや感染に関して政府やメディアが出す情報はほとんどが韓国語であり、移住者の情報へのアクセスは限られたものとなった。3月6日から7月11日の期間に行われた政府によるマスクの配布は、移住者は加入していない国民健康保険制度を通じて行われたため、事実上移住者を除外した。一方、健康保険に加入している移住労働者の多くは、長時間労働を強いられ、雇用主から外出を許されないため、マスクの支給を申請することができなかった。緊急支援金からの移住者の除外は、国家人権委員会が勧告を出した後も続いていた。その後、国会で第二次支援金の予算案が可決されたが、中小企業経営者向け、緊急雇用安定策、低所得世帯向け、育児、通信費用などの支援プログラムから移住者は除外された。

さらに、移住労働者には失業保険の加入が義務付けられておらず、雇用主の任意とされている。そのため、移住労働者の2%程度しか失業保険に加入していない。さらに、一部の雇用主は、移住労働者に1〜3カ月の「無給の休暇」を強制した。こうした社会保障の欠如は、わずかばかりの滞在期間の延長と一般社会からの敵対的な視線と重なり、移住労働者をより脆弱な状況に追いやった。

コロナパンデミックから学んだ教訓がいくつかある。社会保険の対象範囲の拡大、適切な期間のビザ延長、転職の自由、失業保険への強制加入、コロナ救済措置への平等なアクセス、包括的な反差別法の制定、非正規滞在移住者の正規化、移住労働者の状況の継続的なモニタリング、適切な生活水準に対する権利のアドボカシー活動の強化、移住労働者コミュニティ・市民・労働組合の連帯、移住労働者の労働組合・移民コミュニティへの関与の拡大である。

2012年以降、在留外国人の人口が継続的に増加している。一般的に、日本で「移住労働者」といえばほぼ未熟練労働者として働く技能実習生や、週28時間まで就労可能な留学生を指す。日本の移民政策を理解するには在日コリアンの歴史を知る必要があるだろう。現在日本に居住している80万人以上の旧植民地出身者およびその子孫である在日コリアンのうち、38%が韓国籍または「朝鮮籍」を有する「特別永住者」、46%が日本国籍の取得者、そして16%が在日コリアンと日本人の間の国際結婚で生まれた子どもである。第二次世界大戦末期に日本に居た朝鮮人は約210万人で、1920年から1945年の間に仕事を求めて渡日した、あるいは徴用工として連れてこられた人たちである。その3分の1は戦後（日本の植民地支配からの解放後）も日本に残り、1952年にそれまで保持していた日本国籍を剥奪された後は、「特別永住者」の在留資格を得た。在日コリアンの3世、4世が日本語の環境のなか育つにつれ、日本人と結婚したり、日本国籍を取得する人が増えてきた。在日コリアンに対する制度的で日常的な差別は、数十年の間に徐々に改善されていったが、初期に置かれていた住宅や雇用における差別、社会保障からの排除の状況など、多くの点で今日の非正規労働の移住者の状況と似ていた。

新型コロナウイルス感染爆発は、非正規滞在の移住労働者に非常に強い影響をもたらした。多くの非正規滞在の移住労働者が仕事を失い、労働時間を短縮されたりしたが、特に政府の緊急支援金を受けることができず、医療へのアクセスが限られていたことは、彼・彼女たちの脆弱性を高めた。パンデミック期間中にビザが切れた正規滞在の移住者や学生もまた、経済活動ができないうえに収入がなくなり、政府の緊急支援金も受けることができずにいることが分かった。政府の救済措置は移住者の状況に十分対処するものではなかった。在日コリアンは、これらの移住労働者のようなパンデミックの影響を受けなかった。しかし、日本政府が朝鮮民主主義人民共和国と関係があると見なしている朝鮮学校は、高校の授業料への政府補助から排除され、10年間闘ってきたが、パンデミックの間、再び政府の緊急支援から排除された。

コロナパンデミックから学ぶべき教訓として、日本にはすべての外国人に影響を及ぼすような差別のパターンが根強く存在していることがある。日本における人種差別は、階級社会の長い歴史に由来する「内と外」の視点に根ざしており、近年の「単一民族国家」神話によってさらに強化された。公人、特に政治家やオピニオンリーダーによる偏見を抱かせる発言も、差別を許すゴーサインとなっている。2016年には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が制定された。表向きにはヘイトスピーチに対処するためのものであるが、法律には罰則規定はなく、排外的・差別的な制度や態度を隠蔽するためのものでしかない。ヘイトスピーチの発言者たちは、政党を作って選挙に出馬し、公職選挙法のもと、選挙運動において「表現の自由」としてヘイトスピーチを行っている。残存する差別問題に対処するために、市民社会による継続的な啓発、権利擁護そして法改正の運動が重要である。

## 香港 カレンNG 家事労働者のためのHELP

2019年の統計によれば、香港の移住家事労働者の人口は40万人近くになり、そのうちの55%がフィリピン人で、43%がインドネシア人であった。移住家事労働者の多くは英語と中国語を十分理解していない。移住家事労働者は出入国管理条例のもとでは「一般の居住者」として扱われておらず、最低賃金、同居要件、新しい雇用主を見つける場合の2週間ルールなど、移住家事労働者のためだけの法律や規則に支配されている。役所や政府機関は、ほとんどの移住労働者の休日である日曜日は休みのため、コロナパンデミックに関する情報や支援を得ることは非常に困難である。さらに、ほとんどの政府サービスは英語あるいは中国語で提供されているため、言葉の壁にも直面している。

コロナパンデミックでは、雇用主との不均衡な力関係と移住家事労働者の不平等な処遇が様々な形で悪化した。本国にいる家族の稼ぎ手であることを考えれば、多くの移住家事労働者は家族を経済的に支えるために、虐待や搾取的な労働環境に耐えることを選んだ。また、感染を恐れて多くの雇用主が休日の外出を許可しなかったため、家族への送金手続きをすることも困難であった。さらに、多くの家事労働者にとって仕事量や労働時間が増えた。休日に外出したために契約を解除された人もいた。また、雇用主自身が仕事を失ったり、香港から転出したり、あるいはパンデミックのために海外から帰国できなくなったりして、雇用契約を打ち切られた移住家事労働者もいた。

契約が解除されると、移住家事労働者にとっては様々な困難が生じた。無料のシェルターや宿泊施設は早くから定員に達したため、安全な宿泊施設へのアクセスは非常に限られた。シェルターや宿泊施設の衛生状態の悪さから感染が広がり、差別を助長する要因となった。パンデミックの影響で渡航制限がかけられていたため、帰国が困難となった。そのため、香港滞在中の生活費を賄うために大きな経済的困難にぶつかった。彼女たちの多くは市民団体に頼ったり、危険なローンを組まなければならなかった。移住家事労働者は司法手続きにおいても困難にあった。パンデミックの期間中は役所が閉鎖されていたため、雇用主を相手に訴訟を起こそうとした場合、請求が遅れた。進行中の請求の審理も延期された。いずれの場合も、家事労働者は収入のないまま香港滞在を延長しなければならなかった。

移住家事労働者の状況に対する政府の対応は限定的であった。2020年1月、労働局は移住家事労働者が休日は家にいることを奨励する声明を発表した。3月に、労働局は雇用者や雇用機関に移住家事労働者のために自宅での検疫の手配をするよう求める新たな声明を発表した。労働局は、再び、移住家事労働者は休日であっても自宅に滞在するよう促す声明を出した。3月末には集会禁止令が発出され、非居住者に対して国境が完全に閉鎖された。4月になってようやく労働福祉長官が移住家事労働者は休日に休む権利を有することを明確にし、雇用主に対して、移住家事労働者と休日の取り決めについて協議するよう求めた。7月、政府は海外からの入国者に対して強制的な検疫を課すと発表した。移住家事労働者の送出国のほぼすべてが該当した。それに続き、検疫期間中の宿泊施設や食事の経費負担は雇用主に義務づけられたが、具体的な施行については明確にされていなかった。8月、政府は、登録機関の下宿に滞在する移住家事労働者に限って無料でPCR検査を受けることができるようにした。その後、新しい雇用主

のもと仕事を始める移住家事労働者全員に検査が拡大された。

移住家事労働者に関する法律や政策の欠陥は、パンデミックのもと、移住家事労働者の脆弱性を高めた。雇用主との同居要件により、雇用主は家事労働者の休日の外出を制限し、仕事量と労働時間を増やすことができた。辞めたあとの2週間ルールは、多くの家事移住労働者に搾取的な状況をもたらした。女性たちは、雇用主から離れても次の仕事は簡単に見つからない可能性を懸念し、今の搾取的な状況を耐えた。仕事を辞めたとしても、ビザに縛られるなか、法律を違反してパートタイムの仕事に就くか、あるいは食費や宿泊費に手持ちのお金を使い果たすかの選択に迫られた。医療保険への加入や公的負担のついた医療サービスを受ける資格は雇用契約と結びついている。辞めて資格を失った場合の医療費の高額負担は、特にパンデミックの時期には、問題のある労働状況であっても留まらざるをえないという決定につながる要素となった。また、移住家事労働者は、非永住者への政府現金支給からも除外された。

コロナパンデミックから学ぶべき教訓として、政府は移住家事労働者の健康と福祉に関心を持たなくてはならない。なぜならそれは香港に居住するすべての人の生命、生活とつながっているからだ。さらに、政策立案者と政府は、実態を理解し効果的な政策を立案するために、市民社会と協議しなければならない。

## 質疑応答

**日本：**日本政府が正規滞在の移住者を緊急定額給付金に含めることになった理由は、この人たちが合法的に国内にいて経済や社会に貢献しているという政府の認識を反映している。また、政府が全国民への緊急支援を検討していたときに、非常に早い段階から、市民社会はそこに移住者も含めるよう提唱した。緊急定額給付金を移住者に給付することの賛否について世論が沸いたことはなかった。非正規滞在の移住者は、その立場より、給付を求める声をあげることはできなかった。また、政府がこの状況を利用して非正規滞在の移住者を特定し、摘発の対象にするのではないかという懸念もあった。結局、政府は非正規滞在の移住者への支援は行わず、市民社会の手に委ねられた。移住連が創った移民・難民緊急支援基金はその一例である。

日本の弁護士会がどのように法改革運動に積極的に参加しているのか、という質問に対して、日弁連そして地方の弁護士会は、長い間、法改革に取り組んできた。マイノリティの権利を擁護する弁護士は、提出された法案について常に最前線で学び、内容を評価し、必要に応じて修正案を提案している。弁護士会は、提出された法律が国際人権基準に沿っていない場合、しばしば懸念を表明する。また、多くの弁護士がさまざまな NGO と協力しており、日本の市民社会において重要な役割を果たしている。

在日コリアンに対する入居差別については以前からあったが、現在はほかの外国籍者がそのような差別に直面している。一部の家主は、外国人は家賃を払わずに出て行く、言葉や文化の壁があるために隣人との間で争いが起きると主張する。しかし、この問題は外国人技能実習生の間ではあまり見られない。

シンガポールで見られるような移住労働者の宿泊施設での集団感染に関連して、日本では技能実習生の間でコロナ感染のクラスターが大きな問題になったことはない。

**香港：**新型コロナウイルス感染が移住家事労働者の求人に与えた影響は非常に顕著であった。収入がなくなり雇えなくなったり、香港を離れたたりした雇用者がいたため、求人市場は縮んだ。フェイスブックでは、移住家事労働者の弱みにつけこんだ求人活動も行われていた。中には、移住家事労働者のビザは家事労働以外の仕事につけないにもかかわらず、工場やレストランからの求人もあった。

移住家事労働者組織において、パンデミック当初から 移住家事労働者の安全と福祉が大きな関心事である。市民社会組織は安全な宿泊施設、マスク、手指の消毒剤、食料などを提供してきた。また、市民社会組織は 移住家事労働者に関する政府の政策や規制についても発言してきた。例えば、労働局の移住家事労働者の休日に関する発表は、雇用者の間に混乱を生じさせた。市民社会組織の懸念に応じて、労働長官は 2020 年 4 月に、移住家事労働者は休日に外出することが認められていることを明確にした。政策決定プロセスへの市民社会の参加は限られているが、市民社会組織は政策改革に向けて声をあげている。

**韓国：**移住労働者の深刻な労働搾取の問題に対処するための法律や政策に関して、以前は雇用許可制度を持つ移住労働者を含め、雇用保険への加入が義務づけられていた。その後、政府は法律を変更し、雇用保険の加入を任意としたため、雇用保険の加入率は 2% に下がった。NGO が法律の変更について問い合わせても、政府は合理的な回答をしなかった。パンデミックへの対応で、政府は全労働者を対象とした国民皆保険制度を使って社会のセーフティネットを強化してきた。NGO は、移住労働者をこの制度に含めることを要求してきた。

韓国の移住労働者の組合やその他団体は、労働搾取をなくすために取り組んでいる。2020 年 10 月には議会による監査が行われ、一部の議員が移住労働者の証人喚問を求めている。NGO はまた、雇用労働部や他の省庁に対して、移住労働者の状況について働きかけていくつもりである。

## 運営委員会からの勧告

運営委員会は、韓国、日本そして香港は、コロナパンデミックにより脆弱性が高まっている移民労働者を保護するための包括的な法律と政策を欠いていることを懸念する。

運営委員会は、移住労働者への健康保険や失業保険の拡大などの社会保障保護の強化、職場変更の自由の確保、すべての移住労働者およびその家族の権利保護条約および関連する ILO 条約の批准を含め、移住労働者を直接・間接差別から保護するための法律や政策を強化することを各国政府に勧告する。

### 第3回ウェビナー 人種差別と国内法

最終回となる第3回ウェビナーは2020年10月27日に開催された。人種差別撤廃条約実施を監視する韓国NGO連合の李ワンが開会あいさつを行い、韓国の課題を共有した。韓国には、人種差別の法的定義と人種差別を処罰する適切な手段が欠けている。一部の政治家は、常に移民を不利に扱おうとしている。同時に、一部の人種差別主義者は、移民を差別することで韓国国民の権利と利益を守ることができると主張する。韓国では人種差別は正当化されてきた。しかし、誰かを搾取し差別することで蓄積された富は正当化されないし、持続不可能な幻想である。移民だけが差別され、他の人が平等に暮らしている世界はありえない。したがって、差別禁止法は包括的なものでなければならず、包括的な差別禁止法はあらゆる差別をなくすための必要な第一歩である。進行は財団法人東川のリ・タッコンが行った。

#### 大韓民国 キム・ジヘ 江陵原州大学校

歴史的に韓国では韓国人以外は「ほぼ完全に排除されていた」。最近、「多文化主義」という言説が出てきたが、その意味は非常に狭い。例えば、2008年の多文化家族支援法では、「多文化家族」は韓国人と結婚した移民を構成員にもつ家族に限定されている。同時に、韓国では移住者に対するヘイトプロパガンダが蔓延している。韓国の「血統」と優越性を宣伝する「反多文化主義」運動がオンラインとオフラインで登場した。2016年には「同性愛、イスラム教そして差別禁止法を阻止する」を公約に掲げたキリスト自由党が結成された。

2019年、国家人権委員会は韓国の人種差別に関する調査を実施した。調査には移住者310人、公務員174人、教員150人が参加した。その結果、移住者の約半数が差別を経験したと回答した。差別の根拠としては、「韓国語が話せない」(62.3%)、「韓国人ではない」(59.7%)、「韓国語のアクセントがおかしい」(56.6%)の3つが最も多かった。移住者に対する差別的な態度は、韓国人の優越感から来ていることが調査で明らかになった。移住者の88.3%、公務員・教員の86.8%が差別禁止法の制定に賛成した。

現行の法体系については、憲法第11条1項で「国民は法の下に平等であり、政治的、経済的、社会的、文化的な生活において、性別、宗教、社会的身分を理由とする差別があってはならない」とし、差別の禁止事由を規定しているが、差別については明示的には言及していない。権利保持者は「市民」と規定されているが、これは外国人を排除していると解釈できる。憲法裁判所は、この権利は外国人にも適用できると解釈したが、「政治的権利などの権利の性質や互惠主義の原則によって制限される可能性がある」と付け加えた。

2001年に制定された韓国国家人権委員会法には、人種、皮膚の色、国籍、民族、宗教などを事由にした「平等な権利を侵害する差別行為」の定義が含まれている。国家人権委員会は申し立てられた苦情を調査できるが、その権限は権利侵害を判定し、拘束力のない勧告を出すことに限定されている。また、人種

差別に関する苦情は毎年一定数あるにもかかわらず、人権委員会に受理されたものはわずか一握りであった。人種差別を禁止するさまざまな法律があるが、それらを実施するメカニズムがない。例えば、結婚仲介業経営法や屋外広告物管理法にはヘイトスピーチを止める力はない。

市民社会は以前から差別禁止法の制定を求めてきた。2008年の最初の試み以来、包括的な差別禁止法案に対するプロテスタントの保守層グループによる組織的な攻撃があり、特に性的指向を含めることに反対してきた。このグループは、反差別や人権関連法案に組織的に反対する勢力に成長し、キリスト教徒に不利になると偽って主張することで、LGBTの人びとやイスラム教徒に対する敵意を煽っている。その結果、過去13年間、立法化の試みは何度も失敗に終わった。国連の人権条約機関は、韓国に対して包括的な差別禁止法の採択を繰り返し勧告した。

2020年6月、国会議員団は包括的な差別禁止法案を提出した。同法案は、国家人権委員会法の根拠には含まれていなかった言語、国籍、性自認、雇用形態そして健康状態を新たに加えた23の根拠に基づく差別を禁止している。この法案は、雇用、教育と研修、商品とサービスおよび行政サービスの分野に適用される。カバーされる差別の種類は、間接差別、偏見に基づくハラスメント、差別的な広告および複合差別である。法案は、政府に、差別と闘うための国家計画を策定し、国家人権委員会と裁判所に救済提供の権限を与えるよう求めている。また、国家人権委員会はモデル法案を付した勧告を国会に提出した。

2020年4月の世論調査によると、差別禁止法制に賛成した人は88.5%に、差別は韓国の深刻な問題であると認めた人は82%に上った。この調査結果から、差別に対する国民の意識が高まったとともに、差別禁止法の制定が求められていることがうかがえる。反差別法制定連合は、「万人のための平等」を求める共闘運動として、移民の権利団体、女性団体、障害者団体、LGBT団体など138の市民社会組織の参加をえて、交差的・構造的差別に対処するために結成された。

## 日本 師岡康子 弁護士、外国人権法連絡会

日本は、1995年に人種差別撤廃条約に加入したにもかかわらず、法律や政策を通じて条約のもとの義務を果たしてこなかった。2016年6月に施行された「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）は、日本において、人種差別に対処する初めての法律となった。この法律は、ヘイトスピーチの問題が深刻であり、社会を分断しながら被害者に多大な苦痛を与えていることを立法事実として認識した上で採択された。しかし、この法律は対象が外国出身者に対するヘイトスピーチに限定されている。さらに、ヘイトスピーチの定義は規定されているが、禁止と制裁に関する条項はない。同法に基づく措置は、相談、教育、啓発に限定されており、基本的な政策、計画そして機構を策定する義務を欠いている。2016年12月には、初めて部落差別を規定した法律「部落差別の解消の促進に関する法律」が施行された。同様に、この法律には禁止と制裁条項がない。そのため、同法の有効性は弱いままである。大阪市や東京都を含む多くの自治体の人種差別に対処するための

条例を制定している。中でも、2019年12月に制定された川崎市の条例は、市長の勧告にもかかわらずヘイトスピーチを3回以上繰り返した違反者に、差別禁止条項と50万円以下の刑事罰を科す条項を国内で初めてとり入れることに成功した画期的な条例である。

ヘイトスピーチ解消法は、川崎市や大阪市のコリアン集住地区に向けたヘイトデモを中止させる仮処分の決定を導くなど裁判において民法解釈の指針として市民社会に利用されてきた。しかし、日本で民事訴訟を進めるには数年を要し、原告には高額な裁判費用の負担が伴う。また、公判は、ヘイトスピーチの被害者をインターネットと実社会の両空間での報復のリスクにさらすことにもなる。そして、被害者個人が特定できない「〇〇人」などの不特定の集団に対するヘイトスピーチは裁判に持ち込むことができない。

外国人権法連絡会では、2016年9月、自治体による条例策定に向けて市民社会が使えるよう、ヘイトスピーチ解消法の解釈指針となるガイドブックを作成した。また、同法を活用して国の人種差別撤廃施策を具体化すること、同法を活用して、地方公共団体にヘイトスピーチに限定せず人種差別撤廃条例の制定を促すこと、同法だけでは限界があるため、国際人権基準に合致するよう、国に人種差別禁止法を制定することを掲げて実践してきた。

日本の市民社会は、人種差別撤廃条約を含む国際人権条約の批准運動に成功した。市民社会組織の集中的な協働作業により、自由権規約委員会と人種差別撤廃委員会は、2014年の日本審査後、日本政府に対してヘイトスピーチを禁止するための法的措置を講じるよう促す勧告を出した。

人種差別と闘うために、国連の人権条約諸機関が繰り返し勧告しているように、日本は人種差別禁止法を制定し、差別の被害者を保護し、国際的な義務を果たすために独立した国家人権委員会を設置しなければならない。

## 香港 ケリー・ローパー 香港大学

2008年に制定された人種差別条例が、香港における人種差別に関する法的枠組みの基礎となっている。人種差別条例は1976年に制定された英国の人種関係法の定義に基づき、直接・間接差別を禁止している。また、申立てに対する報復、レイシャル・ハラスメント、深刻な誹謗中傷（ヘイトスピーチ）も禁止している。差別の禁止事由は、人種差別撤廃条約第1条にあるように、人種、皮膚の色、世系、そして国民的あるいは民族的出身である。対象範囲には、雇用、教育、そして商品・施設・サービスの提供が含まれる。憲法による保障もある。権利章典の第1条(1)と第22条は、自由権規約の第2条(1)と第26条をそのまま引用したものである。基本法は、すべての香港居住者は法の下に平等でなければならないと定めているが、これは同法の別の条文によって非居住者にも事実上拡大されている。しかし、これらの規定の人種差別の領域での影響力は限定的であり、裁判所の審査、立法行為、公権力による行為にのみ適用される。機会平等委員会は、施行において支援したり、憲法違反を調査するなどの権限を持っていない。違反に対し

て実際に行われている救済措置は、同条例の規定よりも限定的である。

香港政府は長年、民間部門における人種差別禁止の法律を導入することに抵抗してきた。1996年、世論調査が実施され、回答者の80%以上がそのような法律に反対した。その結果に基づき、政府はそのような法律は制定しないと発表した。しかし、回答を読むと、法律に反対した人の多くは人種主義的で排外的な発言をしていた。

香港の市民社会組織は1990年代後半にこの問題について積極的に活動を始め、結果を出し始めた。国連の人権条約機関、特に人種差別撤廃委員会、自由権規約委員会そして社会権規約委員会は、民間の領域における人種差別からの法的保護がないことについて繰り返し懸念を表明した。同時に、一般市民が住宅、サービス、雇用、日常生活における差別の経験を公けに語るようになった。特に、インド系マレーシア人女性が地元の病院で死亡したことが、香港社会における人種差別の蔓延について世論が沸ききかへとなった。多くの企業は、差別からの法的保護がないことが香港外から人材を引きつけることをより困難にしていると懸念した。

香港政府は企業とNGOを対象に調査を行った。大多数の企業は差別禁止法に賛成であると答えた。その後、政府は2006年に人種差別禁止条例案を提出した。注目すべきは、そのとき政府は国際人権法が反差別立法の制定を義務づけていると説明したことである。それにもかかわらず、条例は香港の国際的な義務を完全に遵守していない。条例は政府の任務と権限には適用されない。また、英国では有効性がないことが証明された間接差別の「古い」定義を使用している。さらに、国籍、市民権、在留資格を理由とした差別を除外しており、新規移民、特に中国本土からの移民に対する差別は除外しているように思える。差別の交差性については、条例の法的枠組みでは、一つの差別に「個別にアプローチ」をとるようにしているため、対処は著しく困難である。法改革の速度が極めて遅いことも問題である。性自認、性的指向および年齢に基づく差別を禁止するよう求める声が多くあるにもかかわらず、人種差別禁止条例以降、差別禁止法が制定されていない。

条例の施行は課題としてまだ残っている。機会平等委員会に付与された調査、調停、金銭訴訟に対する広範な権限が十分に行使されていない。機会平等委員会は、広範な調査権限を有するが十分活用されておらず、近年、委員任命においていくつかの問題が生じたため、委員会の独立性に疑いの眼が向けられている。これまで条例のもと法廷にもちこまれたケースは1件だけである。条例の適用対象に警察活動を含むほとんどの政府機能が含まれていないことが背景にある。政府は、法改革を開始するよう促す国連人権条約諸機関の勧告を継続的に無視してきた。

## 質疑応答

韓国：包括的な差別禁止法の制定に向けた動きに関して、国会議員による法案作成のモデルとして、国家

人権委員会が国会にモデル法案を提出した。また、差別禁止法制定に向けて、市民社会の一部には個々の差別問題を対処する法律を支持する意見があるが、包括的な差別禁止法の制定が市民社会の大きなコンセンサスとなっている。その背景には、新しい形態の差別は常に出現するため、強い連帯と交差性が重要な鍵を握るという共通の認識がある。

多様性と反差別に関するビジネス部門でのイニシアチブについては、現在の法改革への関与は極めて限定的である。これは、2007年に反差別に関する国レベルの議論があった時のビジネスセクターの関わりとは対照的である。

日本：市民社会組織は企業による差別的取扱いに対応してきたが、市民社会と企業のつながりは強くない。ビジネスセクターにおける関心の低さの例として、大坂なおみ選手を起用している日本のスポンサー企業は、海外のスポンサー企業とは異なり、BLM運動を支持しなかったことがある。差別禁止法制化の動きにパンデミックがどの程度影響を与えているのかについて、すでに脆弱な状況にある人びと、特に移住者が、パンデミックの影響でより深刻な被害を受けている。それがあってもかかわらず、差別禁止法に向けた進展が見られないことは残念である。

香港：香港の市民社会ネットワークの規模は韓国や日本のような規模ではない。しかし、香港の市民社会は、国連人権機関でのアドボカシー活動や経験の共有においては効果的に動いてきた。特に経済界をターゲットにした戦略は非常に効果的であり、外国人商工会議所の圧力を受けて政府は移民に対する差別に関する立場を変えた。

国家安全保障法はNGOの活動と人権アドボカシーのスペースを大幅に狭めてしまった。多くのNGOは何を言うか、どのように政府を批判するかについてより慎重になった。しかし、平等と差別禁止法の分野は、表現の自由など他の問題ほど政治的に敏感ではない。そのため、NGOにとっては、閉鎖されにくい分野において人権の議論を続ける機会を提供している。

香港におけるパンデミックが人種差別に及ぼした影響に関して、周縁化されたコミュニティはすでに不均衡なまでに影響を受けているが、パンデミック後も人種差別の状況を注意深くモニターしていく必要がある。香港では、人種差別の苦情をうけた機会平等委員会は、事件を法廷に持ち込む前に、まず事件の調停を試みる義務が法的に定められている。また、個人が法的援助なしに裁判所に提訴することは極めて困難である。機会平等委員会の調停が成功しなかった場合、委員会は事件の提訴に係る財政支援は行わない。機会平等委員会が調停するか、却下するか、あるいは提訴の財政支援をしないため、裁判所まで届く差別事件はごく少数にとどまっている。

## 運営委員会からの勧告

運営委員会は、韓国、日本そして香港は、社会における人種差別が長く存在し続けているにもかかわらず、人種差別に対処する包括的な反差別法が不在であることに懸念する。香港には人種差別条例があるが、人種差別撤廃条約に十分準拠しておらず、政府の権限行使における差別を禁止していない。

したがって、運営委員会は、日本、韓国そして香港において交差的で複合的な形態の差別を含む包括的な反差別法が、効果的な国内人権機関の確保とともに採択されるよう勧告する。